

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により次のとおり公示送達をします。

なお、送達すべき書類は、次の保管場所において保管し、申出があればいつでも送達を受けるべき者に交付します。

千葉県後期高齢者医療広域連合長 小 泉 一成

[illegible]